平成２９年（フ）第９５８号
京都市西京区大枝北沓掛町３丁目15番地10
破産者　新興建設有限会社
1　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
2　一般調査期日　平成30年４月25日午前10時45分
平成30年２月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第５０２号
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野383番地１
清算株式会社　株式会社キタハマ興産
代表清算人　益子　達男
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（ヒ）第９号
埼玉県越谷市南越谷１丁目12番地12
清算株式会社　南越谷清算準備株式会社
代表清算人　河野　一郎
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所越谷支部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２００１号
東京都港区虎ノ門３丁目20番５号
清算株式会社　Ｆｉｒｓｔ　Ｇａｔｅ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第６５号
名古屋市中川区花池町２丁目10番地
清算株式会社　ウインテック株式会社
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第９号
秋田市外旭川字待合28番地
清算株式会社　株式会社雲心
代表清算人　石黒　功一
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下、「特別清算債権」という。）とする。
2　弁済の方法
本協定における弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし特別清算債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は、清算株式会社の負担とする。）。
第２　一般債権
1　一般債権
一般債権とは、特別清算債権のうち、利息及び遅延損害金にかかる債権（本特別清算開始決定日前に生じたものも含む。）に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済期間
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、⑵で定める弁済額を弁済する。
⑵　弁済額
各一般債権者に対する弁済額は、各一般債権者の一般債権額に、次に定めるアからイを減じた金額をウで除することにより得られた弁済率を乗じた金額とする。ただし、かかる算定により１円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てた額を弁済額とする。
ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額
イ　本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び本特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額
ウ　一般債権の総額
⑶　免除
清算株式会社は、各一般債権者より、上記⑴の弁済時に、一般債権のうち一般債権額と弁済額の差額と、利息・遅延損害金（本特別清算開始決定日前に生じたものを含む。）にかかる債権の全額について免除を受ける。
⑷　追加弁済
上記⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各一般債権者の一般債権の金額に応じて按分した額を、各一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記⑶による免除の効力は失われるものとする。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（ヒ）第１号
静岡県富士宮市星山1027番地の２
清算株式会社　マツコ工業株式会社
代表清算人　石川　範子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙弁済予定表記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
具体的には、別紙弁済予定表記載のとおり支払う。
但し、弁済日までに発生する公租公課及び必要経費等の控除により若干の変動はありうる。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
静岡地方裁判所富士支部

更生手続開始

平成２９年（ミ）第５－８号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地
更生会社　トキワ印刷株式会社
代表者代表取締役　後藤　　裕
福島県須賀川市森宿字御膳田39番地８
更生会社　後藤商事株式会社
代表者代表取締役　後藤　　裕
東京都港区赤坂２丁目16番３号後藤ビル
更生会社　株式会社後藤本社
代表者代表取締役　後藤　文子
東京都港区赤坂２丁目16番３号
更生会社　株式会社ピーアイシー
代表者代表取締役　後藤　文子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　トキワ印刷株式会社、後藤商事株式会社、株式会社後藤本社、株式会社ピーアイシーについて更生手続を開始する。
3　管財人　小畑　英一
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成30年３月14日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成30年５月15日から平成30年５月21日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成30年７月13日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成30年７月20日まで
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
長野県上田市別所温泉1627番地
再生債務者　有限会社中松屋旅館
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年４月11日から平成30年４月18日まで
長野地方裁判所上田支部